

## 平塚市図書館システムの更新業務に関するプロポーザル審査要領

### (目的)

第1 この要領は、「平塚市図書館システムの更新業務」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

### (審査の方法)

第2 提案者選定及び候補者の特定に係る審査方法は以下のとおりとする。

#### (1) 審査委員

審査委員は、「平塚市図書館システムの更新業務に関するプロポーザル審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

#### (2) 評価点及び審査項目等

ア 審査委員一人あたりの各項目における評価点の合計点は245点とする。

イ 審査項目及び配点は、別紙「平塚市図書館システムの更新業務に関するプロポーザル審査項目及び評価内容」のとおりとする。

#### (3) 書類審査（一次審査）

ア 提出された提案書等をもとに審査を行う。

イ 審査項目は、「平塚市図書館システムの更新業務に関する審査項目及び評価内容」のうち、プレゼンテーションと質疑応答に関する評価を除いたすべてを対象とする。

#### (4) プロポーザル審査（二次審査）の対象

ア 提案書等の関係書類及びプロポーザル提案者からの説明等（プレゼンテーション）とする。

イ 書類審査（一次審査）の評価項目の再審査も含め、「平塚市図書館システムの更新業務に関する審査項目及び評価内容」に記載のすべてを対象に採点を行う。

#### (5) 契約候補者の決定方法

各審査委員の「プロポーザル審査表」における採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、予算の範囲内で契約候補者を順位づけする。ただし、セキュリティに関して選定外があった場合は、契約候補から除外する。

#### (6) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、提示された見積金額により順位を決定する。

見積金額においても同額であった場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

#### (7) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

#### (8) 応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。